

不利益処分に関する処分基準 個票

保健福祉部 障がい福祉課

不利益処分の内容	計画相談支援給付費の支給の取消し	
根拠法令等及び条項	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則第34条の5第1項	
処分基準	根拠条項	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則第34条の5第1項
	参考事項	
	設定等年月日	平成 年 月 日設定 平成 年 月 日最終変更
処分基準	<p>【 基 準 】</p> <p>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則抜粋 (計画相談支援給付費の支給の取消し)</p> <p>第34条の5 市町村は、次の各号に掲げる場合には、計画相談支援給付費の支給を行わないことができる。</p> <p>(1) 計画相談支援対象障害者等が、法第51条の17第1項の規定に基づき計画相談支援給付費の支給を受ける必要がなくなったと認めるとき。</p> <p>(2) 計画相談支援対象障害者等が、支給期間内に、当該市町村以外の市町村の区域内に居住地を有するに至ったと認めるとき。</p>	